

中間前金払制度について

中間前金払制度は、工事請負額の4割以内の前金払に追加して、請負代金額の2割以内の金額を前金払請求できる制度です。

1 対象となる建設工事

当初の設計金額が、500万円以上で、かつ、工期が60日以上建設工事

2 中間前金払の要件（次の全てを満たしている必要があります。）

- (1) 当該建設工事に係る前金払を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工事工程表により工期の2分の1を通過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (4) 既に行われた作業に要する経費が契約金額の2分の1以上であること。

3 中間前金払の金額

請負代金額の2割以内とします。ただし、中間前金払をした後の前金払の合計額は、請負代金額の6割を超えることはできません。

4 支払いまでの流れ

- (1) 契約締結時に中間前金払を希望する旨を申し出ます。
- (2) 中間前金払認定請求書（様式第1号）、工事履行報告書（様式第2号）を町へ提出します。
- (3) 町で審査を行い、7日以内に中間前金払認定（不認定）通知書を受注者へ交付します。
- (4) (3)で認定を受けた場合は、該当認定書を添えて保証事業会社へ中間前金払金保証の申し込みを行います。
- (5) 保証事業会社から発行された保証証書を添えて、町に中間前金払の請求（様式は任意）をします。
- (6) 請求から14日以内に支払われます。

5 適用の時期

令和7年4月1日以降に指名通知を行う建設工事に係る入札から適用します。

白糠町役場企画総務部企画財政課契約管財係
電話：01547-2-2171（内線 238・247）